



ILO総会 「職場における暴力とハラスメント禁止条約」採択

【ジュネーブ＝共同】国際労働機関（ILO）総会は6月8日、職場でのセクハラを含むハラスメントをなくすため、拘束力を持つ条約を制定すべきだとした委員会報告を採択した。報告はあらゆる形態の暴力とハラスメント禁止を明記。世界各地で性被害を告発する「#MeToo」（「私も」の意）運動が広がる中、国際社会は職場でのセクハラ全面禁止に踏み出す。

ILOは今後、条約の具体的な内容を協議し、来年の総会でハラスメント対策として初の国際基準となる条約制定を目指す。また社会規範の異なる各国の事情に合わせ、実効性を担保するため勧告も作成し、条約を補完する。

委員会には各国の政府・労働者・使用者代表が参加し、5月

28日からILOがまとめた国際基準案を基に議論した。基準の枠組みを巡っては、条約制定を主張する労働者側と、拘束力のない勧告にとどめたい使用者側が対立。しかし欧州連合（EU）各国、中南米、アフリカ諸国など多数が賛成し、6月2日には条約とすることが決まった。

▷年次総会の最終日21日、職場での暴力とハラスメントを禁止する条約と勧告が採択された。（2019.6 東京新聞など）



「ハラスメント禁止条約」（要旨）

【前文】暴力とハラスメントのない労働の世界に対する万人の権利を承認。暴力とハラスメントは、人権侵害、機会均等への脅威であり人間らしい仕事と両立しない。持続可能な企業とも両立しない。

【定義】「暴力とハラスメント」＝ジェンダーに基づくものを含め、肉体的、心理的、性的、経済的な損害をもたらすか、意図した受け入れがたい行動・慣行。

【範囲】労働者、契約の形態にかかわらず働く人々、インターンなど訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、職探し中の人、求職への応募者、使用者の責任を果たす個人などを保護する。

職場／休憩所や食事の場所、トイレ、更衣室／出張、訓練／仕事に関連するコミュニケーション／使用者の提供する宿舎／通勤・帰宅中などを含む。

【中核的原則】暴力とハラスメントのない労働の世界への権利を尊重、促進、実現。

予防・根絶のための具体化（法律で禁止、政策、包括的戦略、執行・監視のメカニズム、救済・支援、罰則、指針・教育・訓練、効果的な査察・調査手段）。

労働基本権、結社の自由、団体交渉権を尊重。雇用や職業での平等の実現。

【保護と防止】加盟国は、労働の世界の暴力とハラスメントを定義し、禁止する法を採用すべき。

暴力とハラスメントにさらされやすい部門、職業、就労形態を特定し、その人たちを保護。

加盟国は、使用者側に防止措置を義務付ける法律を採用すべき。

【執行と救済】暴力とハラスメントの場合に、効果的な救済策、安全で公正な報告と紛争解決メカニズムを簡単に利用できるようにする。処罰のための措置をとる。ドメスティックバイオレンスの影響に対処。

【指導、訓練、意識啓発】職業安全衛生、平等・差別撤廃、移民などにかかわる各国の政策で対処する。

ハラスメント規制法にたいする 日本政府の対応

新条約はハラスメント行為への制裁を設けることも求める厳しい国際基準となる。セクハラやパワハラ根絶が世界の共通課題となる中、各国の労働者代表はこの条約が国内法整備を促すことを期待する。だが、日本政府は「総論賛成だが、批准は別の議論」との考え方を崩しておらず国内への影響は未知数だ。

日本政府は昨年とは姿勢を変え「条約による国際基準創設を歓迎する」と表明し、5月に「女性活躍・ハラスメント規制法」を成立させたことを「国内努力」と紹介した。21日の採択でも賛成票を投じた。前財務事務次官によるセクハラが大きな批判をあげるなど国内の厳しい目も政府の姿勢を変化させた。

ただ規正法は「ハラスメントを行ってはならない」との理念を明示しただけで、条約が求め

ている直接的な禁止規定はない。民事上の責任や刑事罰と言った「制裁規定」もなく、より立場の弱い就活生も対象から外された。

条約と規正法の隔たりは大きく、批准するには大幅な修正が必要です。日本政府は「規正法の一部施行は来年4月、その運用状況も見ない段階で、条約の批准や国内法強化の議論はできない」と慎重だ。

2017年度全国の労働局に寄せられた「職場のいじめ・嫌がらせ」の相談は72,000件超にあがった。

労働政策研究・研修機構の内藤忍副主任研究員（労働法）は「労働者の被害の状況を考えて批准に向けて国内法の整備に一刻も早くうごきだすべきだ」と力をこめ、「条約に賛成票を投じたのだから、今更禁止規定の必要性を議論するまでもない。国際基準に合わせて対策のレベルを引き上げ、日本でハラスメントを根絶する一歩とするべきだ」と指摘した。

(2019.6 神奈川新聞より)



「非正規職シングル女性に必要な支援」

について、今回の協働事業も一緒に主催するかながわ女性会議理事長吉田洋子さん(建築士・まちづくり計画室主宰)とお話する機会がありましたので紹介します。

◆住宅関連の支援は重要だと思います。

神奈川県や東京でも個々に相談があるようですが、自治体などへ働きかけについて、細かくはわかりませんが、注目していきたいと思います。

◆女性のみではなく、男性のシングルも増えていきます。男性もぜひ一緒に問題を共有し、大きな流れを作れるといいですね。それによって様々な方面にアピールできると思います。



◆例えば公営住宅の空き家などをこんな内容だったら、実現可能だというようなサンプルがあると説明しやすいと思います。

◆住宅支援により、非正規シングル女性の状況が少しでも改善され、個々の生き生きとした生活に役立てるように私も、審議会などの場で発言していきたいと思います。

(談：吉田／文責：小林)

お詫びと訂正 通信196号の記事に誤記がありましたので訂正とお詫びをいたします。伊藤みどりさんの発言の中で、2ページ左側11行目 「一人が2.5人を見る」は「介護事業所設立の人数基準では」です。4ページ右側27行目 「国土交通省で働いて」は「工場で」に訂正させていただきます。

女性ニュース

・選択的夫婦別姓法制化—都議会意見書議決

6月19日東京都議会は、「選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書」の提出を求める請願を賛成多数で議決しました。請願は選択的夫婦別姓・全国陳情アクションが提出したもので、「婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓制度の導入は急務」として国に対して法制化を求める意見書を提出すべきだとしている。反対は自民党

・不正入試—女性差別—提訴つづく

6月20日、医学部の不正入試問題で、不正の疑いがある入試を受けた10代・20代の女性13人が、学校法人順天堂に損害賠償として慰謝料など計4270万1080円の支払いを求め東京地裁に提訴した。

同大学は2017・18年度の入試において女性の受験生に不公正な合否判定があったことを認め、不利益を受けた受験生を特定し、受験料の返還や追加合格などの対応をしていた。

提訴後の記者会見で「医学部入試における女性差別対策弁護団」の神原みわ子弁護士は「同大医学部では、17年度以前にも女性に不利な合否判定基準が存在していたと推測される」と指摘。

すでに審理がはじめられている東京医科大学に続く提訴となった。

・暴力とハラスメント禁止条約成立

6月21日、100周年を迎えた国際労働機関(ILO)の年次総会で、労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する条約と勧告を圧倒的多数で採択した。190番目のILO条約です。

多くの女性を苦しめている職場などでの暴力・ハラスメントをなくすための初めての国際労働基準。暴力とハラスメントは人権侵害だと明確にした画期的な人権条約です。

・パタハラ是正へ提訴—子育てしやすい環境へ

6月28日東京地裁にパタニティハラスメント(パタハラ)是正を求め、国内スポーツ用品メーカーアシックスに勤務する男性(38)が育休取得後仕事を干されたり、けん責・減給の懲戒処分を受けたとアシックスを提訴した。アシックスは

東京5輪・パラリンピックの国内最高位スポンサー「ゴールドパートナー」人権や労働の国際条約や国内法を守るとした大会規定を順守する必要があります。

・欧州委員長に初の女性

7月2日に欧州連合(EU)の首脳会議は、主要ポスト人事をめぐる協議を続けていたが、ユンケル欧州委員長の後任にドイツのフォンデアライエン国防相(60)を指名することで合意した。

欧州中央銀行(ECB)総裁にはラガルド国際通貨基金(IMF)専務理事(63)が内定。欧州議会で承認されれば、EUの主要機関のトップに初めて女性がつくこととなります。

・参議院議員選挙—女性比率下がる

7月21日投開票が行われた参議院選挙は、昨年5月に「政治分野の男女共同参画推進法」が成立後初の国政選挙だが、前回23.1%を記録した女性比率は、今回22.6%に下がった。立候補者は104人と過去最高だが、当選者は28人だった。全国45選挙区中13選挙区は女性候補0人。道のりは遠い。

これからの活動

8月2日(金) ごえん楽市説明会 10:00～

市民活動センター

8月24日(土) すくらむ協働事業団体交流会

13:30～ すくらむ21

8月29日(木) 幹事会 11:00～すくらむ21

9月21日(土) ごえん楽市参加 10:00

市民活動センター

活動日誌

5月25日 通信印刷・発送

5月30日(木) ワーカーズネットかわさき

ワークルール講座 てくのかわさき

6月13日(木) 幹事会 13:30 すくらむ21

6月16日(日)第61回川崎母親大会

エポックなかはら

6月23日(日) すくらむまつり参加

7月1日 14:00～すくらむ21 協働事業「非正規シングル女性の現状とこれから」

ゲストスピーカーとの学習会

7月24日(水) 幹事会 10:00～ すくらむ21